令和元年11月27日開催 登別市環境保全審議会

会議録

〇開催日時令和元年11月27日(水)18時00分開会19時00分閉会

〇開 催 会 場 クリンクルセンター 2階研修室

〇委員出席者	会	長	引	地	政	征	副会	美長	平		秀	里
(14名)	委	員	安	達	陽	子	委	員	伊	藤	信	_
	委	員	伊	藤	多	幸	委	員	伊	藤	美	夫
	委	員	JII	島	芳	治	委	員	北	井	勝	義
	委	員	齊	藤		崇	委	員	中	JI	信	市
	委	員	中	原	義	勝	委	員	古	瀨	達	郎
	委	員	松	原	條	_	委	員	丸	山	美種	恵子
〇委員欠席者	委	員	小	竹	準	_	委	員	佐	木文		昇
(6名)	委	員	志	水	孝	暢	委	員	近	井	_	夫
	委	員	西	尾	拓	也	委	員	宮	本	朋	行

〇出 席 者	市民生活部長	梅	田	秀	人
(事務局)	市民生活部次長	田	中	道	郎
(6名)	環境対策グループ総括主幹	田	中	弥剥	导雄
	環境対策グループ環境生活主幹	菅	野	<u>;</u>	享
	環境対策グループ主査	大	内	拓	海
	環境対策グループ担当員	竹	中	祐	人

令和元年11月27日開催 登別市環境保全審議会 会議録

日 時 令和元年11月27日(水)18:00~ 場 所 クリンクルセンター研修室

区分	発 言 者	発	言	内	容
					(開会:18時00分)
1 開会	事務局	ただいまから、	登別市環境倪	マママ マスティス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	を開催いたします。
2 諮問	事務局	はじめに、本審	議会に対し、	市長から認	啓問がございます。
		なお、本日、小	、笠原市長が他	也の公務によ	にり欠席させていただ
		いておりますので	き、伊藤副市县	長より諮問書	書を手交させていただ
		きます。			
		諮問の内容は、	「ごみ処理手	数料・ごみ処	型分手数料の見直しに
		ついて(案)」で	あります。		
		副市長並びに引	地会長はご起	己立ください	\ o
		(副市長から引	地会長へ手交	とした。)	
3副市長	事務局	ありがとうごさ	ざいました。		
あいさつ		次に、伊藤副市	5長から挨拶か	ヾございます	「。副市長、よろしく
		お願いいたします	•		
	副市長	(副市長よりあ	5いさつ)		
4 会長	事務局	続きまして、引	地会長から持	ぎ拶をいただ	きます。引地会長、
あいさつ		よろしくお願いし	いたします。		
	会長	本日の審議会に	こつきましては	は、先ほど、	諮問がありました
		「ごみ処理手数	対料・ごみ処分	}手数料の見	直しについて(案)」
		に対して、皆さん	」と審議したし	いと思います	「ので、よろしくお願
		いいたします。			

	事務局	大変恐れ入りますが、副市長におかれましては、このあと次
		の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。
		続いて議事に入る前に、事務局から委員の皆様に新任委員の
		紹介をさせていただきます。
		登別消費者協会選出の委員について、
		「垣内 登紀子(かきうち ときこ)」様に代わり、
		「安達 陽子(あだち ようこ)」様が本年11月12日付け
		で後任の委員として委嘱されましたので、ご報告いたします。
		また、事務局の変更につきまして、本年10月1日の人事異
		動により、市民生活部環境対策グループ環境生活主幹に菅野
		が配属となりましたのでご報告いたします。
		それでは、議事に入ります。
		議事の進行につきまして、ここからは、引地会長にお願いい
		たします。
5 会議録	議長	本日の出席委員は14名であります。
署名委員		登別市環境基本条例第39条第2項の規定に基づき委員の出
の指名に		席数が過半数以上に達しておりますので、本審議会が成立して
ついて		いることを報告いたします。
		はじめに、本日の審議会の会議録署名委員を指名させていた
		だきます。
		本日の会議録署名委員は、、「川島 芳治委員」「北井 勝義委員」
		を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
6	議長	では、諮問案件の審議の前に、事務局から情報提供がありま
情報提供		すので、説明をお願いします。

事務局

本日、登別市議会 生活・福祉委員会へ情報提供を行った案件について、ご説明します。

1点目につきましては、本年、審議会の皆様にご審議いただいた「クリンクルセンター高速堆肥化処理施設の今後について」であります。

本日の生活・福祉委員会におきましては、登別市環境保全審議会への諮問において「クリンクルセンター高速堆肥化処理施設の廃止は適当と判断する」との答申を受けこと、また、答申を受け、本市としては、当該施設を令和2年3月31日をもって廃止することとした旨の報告をしております。

次にクリンクルセンター高速堆肥化処理施設を廃止すること に伴い「登別市廃棄物の再利用及び処理に関する条例の一部改 正」が生じますので、その改正内容について、情報提供します。

改正内容は、事業系一般廃棄物の処分のうち、市長が認める 厨芥ごみに係るごみ処分手数料について、2分の1減免を廃止 するものであります。

施行日は令和2年4月1日を予定しており、今後、令和元年 第4回市議会定例会において、条例の一部改正を提案する予定 であります。

2点目につきましては、「ごみの収集運搬業務委託に係る収集 日の変更について」であります。

ごみの収集運搬業務は、市内の生活環境の保全と清潔を保つことで、市民生活に貢献するという重要な役割を担っております。本市では平成12年4月のクリンクルセンター運転開始当初から、直営より低コストで収集業務を行うことができる、民間委託を導入し、ごみステーションに出されたごみを、地区毎に燃やせるごみは週2回、燃やせないごみ、有害ごみは月に2回、資源ごみは週1回収集しております。

収集業務の現状と課題ですが、ごみステーションから収集される燃やせるごみは、平成13年度の9,380tをピークに、平成30年度は7,593tへ約20%程度減少しており、収集量の減少に伴う収集体制の見直しの必要性のほか、ごみの収集運搬業において、土曜日を収集日とする労働環境が働き手から敬遠される状況であること、また、きつい、危険、汚いといった3K職場というイメージがあるために職員の応募に関して、求人しても応募がない、応募があっても定着がないという人手不足の状況にあるとの課題に直面しております。

そこで、今後の収集体制は、燃やせるごみ及び燃やせないご

みにつきましては、土曜日の収集を取りやめて、平日に集約することで、受託業者は週休2日体制が確保しやすくなり、労働者のワークライフバランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、より働きやすい労働環境とすることが可能となることから、令和2年10月より、燃やせるごみの収集は土曜日と日曜日を除く週2回の収集、その他のごみは燃やせるごみの収集に合わせて収集体制の変更を検討することとしております。

収集日のイメージですが、地区割については、効率的な収集が可能となるよう、現在、割り振りを検討中ですので、今回お示しはできませんが、燃やせるごみにつきましては、水曜日と土曜日を取りやめ、その分を月、火、木、金に振り分けるイメージとなります。週2回の収集回数は変更ありません。

資源ごみの収集回数につきましても、これまでの週1回から変更はありませんが、燃やせないごみ・有害ごみにつきましては、これまでの月2回の収集を月1回に変更する予定であります。資源ごみ、燃やせないごみ・有害ごみともに、地区割については、燃やせるごみの収集日をもとに割り振るため、現在検討中となっております。

今後のスケジュールですが、本年12月には収集運搬業務委託の債務負担行為について令和元年第4回市議会定例会へ補正予算として上程します。令和2年4月以降、広報紙での周知のほか、住民説明会を開催し、令和2年10月から収集日の変更を行いたいと考えております。

説明は以上です。

議長

ただいま情報提供のありました2件について、何がご質問等 ございますでしょうか。

7	議長	では、お手元に配布しているとおり、本日諮問がありました
議案審議		議案1件について審議します。
		それでは、議案第1号「ごみ処理手数料・ごみ処分手数料の
		見直しについて(案)」について、事務局から説明をお願いしま
		す。
	事務局	議案第1号「ごみ処理手数料・ごみ処分手数料の見直しにつ
		いて」説明させていただきます。
		説明につきましては、スクリーンに映した概要版のスライド
		を使って説明させていただきます。皆様には、これと同じ資料
		をお手元にA4横版の資料としてお配りしております。また、
		A 4 縦版の詳細資料もお配りしておりますので、後ほど、ご確
		認いただければと思います。
		まずは、本日の説明内容ですが、ごみ関連手数料とは、とい
		うところで、今回の見直しの対象としているごみ関連手数料の
		説明をさせていただきます。そして、今回の手数料見直しの背
		景とこれまでの手数料収入割合の推移、その後、背景と現状を
		踏まえた手数料見直しの必要性と手数料収入割合の今後の見通
		しを説明します。説明後半は、改定幅などの手数料改定の考え
		方、現行と改定後の比較、また、市民への影響額をモデル世帯
		を用いて説明させていただきます。
		まず、資料の1ページですが、今回、見直しの対象としたご
		み関連手数料につきまして、名称が似ておりますので、改めて、
		説明させていただきます。
		『ごみ処理手数料』は、市がごみステーションから収集する
		ごみに関するもので、写真にありますように、指定ごみ袋を利
		用してもらうことにより、ご負担いただいているものです。
		『ごみ処分手数料』は、市民及び事業者がクリンクルセンタ
		一に自ら持ち込むごみに関するものであり、持ち込み時に際し
		てご負担いただいているものです。
		では、今回、手数料を見直すに至った背景ですが、建設当初
		から現在に至るまでの、クリンクルセンターにおける経費抑制
		などへの取組状況や手数料収入の割合、すなわち、受益者負担
		の割合について、考え方などを整理しております。
		まず、建設当初ですが、平成12年4月にクリンクルセンタ
		一が稼働を開始しておりまして、この時に、ごみ関連手数料の
		一部有料化を導入しております。有料化導入の背景としまして
		は、『ごみの排出抑制や再利用の促進』、『排出量に応じた費用負
		担による公平性の確保』、『市民や事業者のごみ排出に係る意識
		改革』などの政策・施策効果を得ること、また、財政負担の軽
	1	

減を図ることを目的としております。

なお、指定ごみ袋に係る「ごみ処理手数料」につきましては、 平成12年の有料化導入以降、改定は行ってきておりません。

受益者負担の割合は、資料の右側になりますが、有料化導入時は、ごみ処理に係る経費の20%を目安に市民や事業者にご 負担いただくことを前提として開始しております。

次に資料の中段になりますが、クリンクルセンターでは、市 民負担をできるだけ抑制するため、これまで、大きく2点につ いて、取り組んでまいりました。

まずは、『経費の抑制』の部分ですが、廃棄物処理施設の稼働年数は、一般的に20年程度とされていますが、施設を構成する設備や機器、例えば、受電設備や建屋などがありますが、20年程度経過しても部分的な補修で、健全度を回復することが可能なものも少なくないことから、クリンクルセンターでは、30年間稼働するという目標を持ち、平成22年度から計画的に適時適確な延命化対策を行い、施設建替えの周期を延ばすことで、施設整備のトータルコストをおよそ4割低減してきております。このことを図でわかりやすく表したものが、参考図になります。

上の図が延命化をせず、令和2年度へ向けて新施設を建設した場合、下の図が令和11年度まで延命化をした場合、現在の姿になります。

上の図のように延命化をせず、新施設を建設した場合、令和 2年度に至る3~4年間の短期間に新施設の建設費としておよ そ60億円を要すると試算されますが、下の図のとおり、延命 化に平成22年度から着手したことで、施設建替えの周期を長 期化でき、トータルコストを新施設建設の費用のおよそ4割に 低減できております。

2ページにもどりますが、経費抑制の部分では、延命化事業のほか、効率的な運転による電力使用量の抑制などにも取り組んでまいりました。

また、2点目として、維持補修費の将来へ向けての平準化ですが、先ほど触れました平成22年度からの延命化事業の財源に地方債(資金の借入)ですが、この地方債を活用することによりまして、一次的な大規模な財政支出を回避し、財政負担を後年度に平準化するということで、手数料の引き上げを抑制してきたという経緯がございます。結果、資料の右側、手数料収入の割合ですが、延命化事業開始から平成26年度までは、23%以上を維持してきた状況にございます。

3ページをご覧ください。今、説明させていただいたことを 見える化したものになります。

縦の濃い棒グラフが、『手数料の対象経費』、しま模様の棒グラフが『手数料収入』となっており、単位は、グラフ左側にあるとおり『億円』となります。

次に濃い棒グラフに対する、しま模様の棒グラフの割合、すなわち、「手数料の対象経費」に対する「手数料収入」の割合が、 丸い点のついた折れ線グラフとなります。

先ほど、説明させていただいた、これまでの取組部分については、グラフの前半部になります。平成26年度までは、手数料収入の割合は23%以上を維持している状況となっております。

2ページに戻りまして、資料の下段、現在に至る部分ですが、 延命化事業に係る地方債の元利償還(借金の返済)になります が、これが、平成26年度からいよいよ本格化してきており、 これに加え、平成23年の東日本大震災以降の復興需要や、東 京オリンピックを控えた建設需要による労務単価や資材価格の 上昇により、委託料や維持補修費が高騰するなど、当初想定し ていなかった経費の増加もあり、『手数料の対象経費』が増加し てきている状況にあります。

3ページのグラフに戻ります。グラフの後半になりますが、 平成26年度以降、手数料対象経費が増加するのに反比例し、 手数料収入の割合は年々低下し、平成29年度、30年度は、 かろうじて20%台を維持している状況であります。

続きまして、皆さんのお手元資料の4ページは、3ページのグラフの数値の部分ですので、ここでは、割愛させていただきます。

5ページになりますが、先ほど説明させていただいた、現在までの背景をもとに、手数料の今後を検討した場合、まずは、1つ目になりますが、令和2年度以降、過去の延命化事業に係る公債費(借入に対する分割払いの部分)ですが、これが今後、増大していくのに加え、労務単価や資材価格はまだまだ高止まりが続くだろうと想定されること、また、人口減に伴いごみ処理量が減少することによる手数料収入が減少することなどが重なり、受益者負担の割合は本来想定する20%を大きく割り込むことが見込まれます。

資料の6ページになりますが、令和元年度以降の手数料収入割合の見通しになりますが、令和元年度こそ、20%をかろうじて維持できる見込みとなっておりますが、令和2年度以降は、

手数料対象経費(濃い棒グラフ)これが増加していきます。一方、しま模様の棒グラフですが手数料収入は、人口減少もあり、年々減少する見込みとなり、結果、手数料収入の割合も、年々低下し、令和8年度には、14%にまで低下することが見込まれます。

このように手数料収入の割合が低下することにより、ごみ処理経費に対して、一般財源の投入が増加するなどの財政運営への影響や、受益者との負担の公平性を考慮すれば、今後へ向け、手数料の見直しを行うことが必要であると今回、市では判断しております。

資料の5ページに戻りますが、手数料見直しの必要性の2つ目ですが、現在、登別市では、白老町との1市1町での単独処理の継続を決定しております。これに伴いまして、令和12年度以降の再延命化または新施設建設、いずれの手法をとるにせよ、これに際しての大規模な財政支出を考えれば、将来を見据えた基金の積み増しも視野に入れた、手数料の見直しも必要と考えております。

なお、資料の吹き出し部分に記載しておりますが、手数料改 定後の目標の一つとして、この引き上げを機に市民の皆様や事 業者の皆様に改めてごみの減量化に取り組んでいただくこと で、令和12年度以降のごみ処理体制として、新施設建設が採 用された場合、施設規模の縮小、いわゆるダウンサイジングに 繋げることができるものと考えております。

これらのことを総合的に勘案した結果、本市では、今回、ご み処理手数料・ごみ処分手数料の改定が必要であるとの判断に 至ったわけでございます。

次に、手数料改定の基本的考え方につきまして、資料の8ペ ージをご覧ください。

今回の改定にあたりましては、令和2年度から11年度までの10年間を算定対象期間とし、経済情勢や市の財政状況に大きな変動がない限り、令和11年度までの間は、手数料の引き上げは行わないことを前提としております。

改定幅につきましては、令和2年度から11年度までの総経費などから単位量あたりのごみ処理コストを算出し、その20%を受益者負担とすることとしておりますが、ごみ処理手数料を例に模式的に表したものが資料の9ページになります。

まず、令和2年度から令和11年度のごみ処理に係る総支出を60億6,424万4千円と推計し、同じく収入の総額を11億2,233万3千円と推計しております。その差額49億

4, 191万1千円を手数料対象経費とし、これを一般廃棄物処理基本計画と過年度実績から推計した「10年間のごみ処理総量7,274万8,300キロ」で、割ることによって、単位量あたりのごみ処理コストを算出し、その20%を受益者負担とするという考え方で算出しております。

試算の結果につきましては、10ページになります。試算結果では、20%をご負担いただくとなると、ごみ処理手数料、こちらは、ごみ袋代金の方ですが、現行の1リットルあたり2円に対して、3.4円、ごみ処分手数料、こちらは、市民や事業者の方などの持ち込みごみになりますが、現行の10キロあたり50円に対して、87.47円となり、現行から70%以上の値上げとなります。

ごみ排出に係る手数料につきましては、市民生活や事業活動に多大な影響を及ぼすことが予想されますので、今回の改定は、現行から50%及び60%の値上げに抑え、ごみ処理手数料で1リットルあたり3円、ごみ処分手数料は、10キロあたり80円としたいと考えております。

11ページになりますが、現行と改定後の手数料を比較しております。ごみ処理手数料、ごみ袋の料金になりますが、例えば、最も利用枚数の多い30リットルの袋では、現行は、1枚60円、スーパー等で販売されている10枚入りは600円となりますが、改定案では、1枚あたり90円、10枚入りで90円となり、10枚入りで比較すると300円の値上げとなります。また、市民の皆様や事業者の皆様の持ち込みごみに関するごみ処分手数料は、表の下段にありまして、現行、搬入1回あたり、100キロ500円が、改定案では、800円となり、300円の増となります。

続きまして、資料の12ページになります。今回の改定案で改定した場合、市民の皆様に具体的にどのような影響が出るのか、モデル世帯を用いて、試算しております。例えば、燃やせるごみにおきましては、先ほどと同様に最も利用枚数の多い30リットルで考えた場合、夫婦と子供2人の4人世帯で、週2回ごみを排出するものとして試算すると、現行手数料では、年間6,240円、改定案では、年間9,360円、影響額は年間3,120円、月に換算しますと、260円の増となります。

また、夫婦2人世帯ですと、20リットルのごみ袋を週2回排出するものとして、現行手数料では、年間4,160円、改定案では、6,240円、影響額は2,080円、月に換算しますと、173円の増と試算されます。

下の表になりますが、燃やせないごみにつきましては、排出量が少ないため、年間の影響額は40円から160円となっております。

最後に手数料改定へ向けた今後のスケジュールですが、

令和2年第1回定例会への条例改正案上程を目指すこととしたうえで、十分な周知期間を設け、令和3年4月1日からの改定としたいと考えております。

本日、審議会へ諮問させていただきましたが、12月中旬には、住民及び事業者への説明会を開催し、ご意見を伺いたいと考えております。

審議会からの答申は令和2年1月上旬を予定しておりますが、答申を受けて、市の改定方針を定めたのち、2月の第1回 市議会定例会に提案したいと考えております。

説明は以上となります。

事務局

ここで、本日登別市議会の生活福祉委員会に情報提供を行った際、いくつか質疑がございましたので、紹介させていただきます。

1点目は、この値上げの積算の根拠には、今年度末で廃止する「高速堆肥化処理施設」の運営に関する経費は含まれているのかという質問がありましたが、この施設は登別温泉の宿泊施設等から排出される生ごみを利用してたい肥を生産する施設でありますので、その運営に関する費用は市民からいただく手数料の計算には含まれていないと回答しております。

2点目は、「高速堆肥化処理施設」の廃止により減額となった 費用をごみ関連手数料の財源に充当してはどうかという意見が ありましたが、「高速堆肥化処理施設」の運営に関する費用は市 民からいただく手数料の計算には含まれていないこともあり、 財源をごみ関連手数料に充当することが適切かどうか判断でき ないと回答しております。

3点目は、土曜日の収集がなくなることと、手数料が値上がりすることが重なると、二重でサービスの低下になっているのではないかという意見があり、市民の負担増に対して納得できる付加価値のようなものはないのかという意見をいただきました。この点は、燃やせるごみの収集はこれまでと同様、週2回の収集を維持できると考えており、市民サービスの低下にならないよう配慮すると回答しておりますが、その他の付加価値については、今すぐ提案できるものではありませんが、今後よりよいサービスがあれば考えていきたいと回答しております。

	4点目は、この方針案は今後10年間を定めているものであるが、中間で原価計算等の検証をしてはどうかという意見があり、こちらについては社会情勢の変化も考えられるため、適宜見直しを考えていく必要はあると回答しております。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から 何か質問や意見はございませんか。

委員	新施設の建設費用が60億円とありますが、これは正確な数
	字なのでしょうか。例えばメルトタワー21で公表している新
	施設建設費用は220億円と記憶しています。処理量はメルト
	タワー21よりも少ないとしても、60億円が適切なのでしょ
	うか。
事務局	この費用は、クリンクルセンターの長寿命化計画を策定した
	際、延命化と建て替えの費用を比較した際に当時使用したもの
	となっており、時代によって増減も考えられますが、根拠ある
	資料から引用させていただいています。
委員	建て替え費用のベースが変わっていくことで、値上げ幅に影
	響が出てくるのではないでしょうか。
事務局	今回は建て替え・延命化について検討しているものではなく、
	令和10年度以降にもし建て替えるとなった場合に備えて準備
	をしたいということも踏まえての値上げと考えています。
委員	登別市分としての処理量と白老町分としての処理量を教えて
	ください。また、今回値上げするとなった場合は登別市と白老
	町が同時に対象となるのでしょうか。
事務局	白老町の搬入量は、全体約4分の1となっております。値上
	げのタイミングに関する白老町との関係性につきましては、白
	老町の値上げの判断は、白老町が独自に検討するものとなって
	います。なお、本市の手数料改定にあたっての積算には、登別
	市分のごみをベースに考えた結果となっており、白老町のごみ
	処理に係る経費は除いております。
委員	新施設の建設費用が60億円というのは、どのような焼却炉
	を想定したものでしょうか。
事務局	現在導入している流動床式は非常に優秀であり、大きな候補
	にはなると考えております。
	なお、60億円という積算には、皆様が値上げを機に更にご
	み減量化に取り組んでいただければ、より規模の小さい処理場
	に抑えることができることも念頭に入れております。
委員	年間処分量を逆算すると、コンパクトにした流動床式にしな
	いと、ごみが足りないことが予想されます。コンパクトな焼却
	炉を目指すと考えると、60億円はほぼ妥当な積算と考えます。
委員	現在でも不法投棄が多くみられる中、手数料が値上げされる
	ことで、不法投棄の増加が懸念されますが、いかがでしょうか。

委員	一時的には増えると考えます。手数料を導入した当時もそう
	でした。ただ、恐らく不法投棄の増加を懸念して手数料を据え
	置いたとしても、根絶される訳ではありません。
事務局	一次的な増加は予想されるので、パトロール体制の強化など
	を考えていきます。
委員	登別市と白老町の値上げが同時に行われない可能性はあるの
	でしょうか。
事務局	それぞれの自治体の判断になるため、必ずしも同時の値上げ
	とはなりません。ただ、近隣自治体も長年手数料を据え置いて
	おり、値上げのタイミングを伺っているという実情も聞いてお
	ります。本市の今回の値上げを機に他自治体も同等水準まで値
	上げが行われる可能性があると推測しております。
委員	白老町のごみ袋等の収益は、登別市には還元されないのでし
	ょうか。
事務局	白老町の歳入となります。
事務局	クリンクルセンターでかかるごみ処理の経費を、白老町と登
	別市のごみ量に応じて按分し、白老町のごみを処理した量に応
	じて登別市に負担するという流れになっております。
事務局	登別市よりも白老町の人口減少が著しいことにより、排出さ
	れるごみの減少が大きいため、全体にかかる白老町のごみの量
	も減少傾向にあります。
委員	手数料の全道平均はどれくらいでしょうか。
事務局	ごみ袋については、全道平均が1リットルあたり2円と、登
	別市は平均値と同様となっておりますが、値上がりにより平均
	より高い水準となります。
	事業系搬入については、胆振の平均が10キログラムあたり
	80円となっており、値上がりにより同等となります。
委員	市民に対する説明の際は、この情報も併せて伝えた方が理解
± 74 C	しやすいと思います。
事務局	住民説明会を12月17日、18日、19日に開催する予定
	としておりますので、ご指摘のとおり他自治体との比較を盛り
	込んで説明してまいります。
委員	改定の時期は、今が適切なのでしょうか。もっと早い時期か
	ら改定幅を小さくして値上げするという選択肢もあったのでは
本 数日	ないでしょうか。
事務局	延命化工事に地方債を取り入れることで、支出の平準化を図
	り、手数料の改定時期を引き延ばすことができておりましたの
	で、可能な限り市民の皆様の負担増とならない判断を行ってき
	たという点で適切な対応だったと考えております。

	T	I
	委員	クリンクルセンターから発生する熱源をプールに提供していますが、手数料の値上げは市民プールの使用料には影響するの
		でしょうか。
	事務局	市民プールの運営や設備の保守は、プールを所管する部署が
		行うこととなっており、市民プールの使用料とこの施設の運営
		管理には関連がありませんので、手数料の値上げが市民プ ー ル
		の使用料に影響することはありません。
	 委員	熱源を提供する上で、市民プール側から負担していただいて
		いることはないのでしょうか。
	事務局	市民プールからの熱交換に関する機器を負担していただいて
		いるのみです。
	委員	審議にあたり、膨大な量の資料が当日渡されて資料の説明を
		受けても、理解に時間がかかる場合もありますので、資料がで
		きあがった段階で事前に配布していただくようにお願いしたい
		と考えます。
	事務局	本日の審議会にあたり、資料を当日お渡しすることとなった
		経緯としましては、市議会への情報提供よりも先に情報をお出
		しすることができないという都合があります。重大な議案の情
		報提供は、市議会への情報提供と同日に行うことを市の内部で
		取り決めております。
		今回、3月に予定されている令和2年第1回定例会への条例
		改正案上程を目指すという日程の都合により、短い期間の中で
		ご意見を伺うこととなり、資料についても短時間でご覧いただ
		けるものでもございませんので、12月25日(水)を次回開
		催日と予定させて頂き、その間に資料を今一度ご確認いただい
		た中で、次回会議に改めてご意見を伺いたいと考えております。
8 その他	議長	そのほか、何かありますでしょうか。
		次に、「その他」についてですが、委員の皆様から何かござい
		ませんでしょうか。
		(意見なしの声)
		ここで、事務局から連絡がございます。
	事務局	今回諮問のありました議案第1号に係る審議につきまして
		は、12月25日(水)18時から行うこととしたいと考えて
		おりますが、審議回数や日程について、ご協議いただければと
		考えておりますので、よろしくお願いいたします。
	議長	ただいま、事務局から説明がありました件について、協議し
		たいと思います。委員の皆様から何かございませんか。
		(意見なしの声あり)

	議長	それでは、この度諮問を受けた議案について、次回の審議を、 12月25日(水) 18時から行うこととしたいと思いますが、 よろしいでしょうか。
		(「異議なし」の声あり)
		そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。
		(「なし」の声あり)
9 閉会	議長	これで登別市環境保全審議会を閉会いたします。
		委員の皆様、お疲れ様でした。
		(閉会:19 時 00 分)